

農地法第3条に係る許可事務等について（お知らせ）

「農業委員会の適正な事務実施について」の改正により、農地法第3条許可に関する事務の適正・迅速化を図るため事務処理等の周知を実施することになりました。

農地法第3条の許可申請に関する内容や事務の流れ等についての説明や記入方法・記入例を農業委員会事務局に備え付けておりますので、お知らせいたします。

○農地法第3条許可の申請について

「農地の売買・贈与・賃借等の許可（申請から許可までの流れ）」、「申請書記入マニュアル」、「必要書類一覧」、「必要書類チェックリスト」を事務局に備え付けております。

○標準処理期間

申請書の受付から許可書交付までに要する標準処理期間は30日以内と定めています。